

開発審査会提案基準改正 新旧対照表

【 現 行 】

開発審査会提案基準 第 1 3 号 (既存宅地)
<p>鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成16年条例第103号）第2条第7号（区域）又は第3条第2項第1号（敷地面積）の規定を満たさない土地における建築に係る「法第34条第14号」又は「令第36条第1項第3号ホ」の運用については、次に掲げる要件を満たすと認められる場合に審査会への提案を省略し、許可の後、初めて開催される審査会に報告するものとする。</p> <p>1 土地については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 区域区分日前において、当該土地が宅地であったことを確認できること。</p> <p>イ 市街化区域と市街化調整区域との境界線からおおむね1キロメートル以内の区域及び国道若しくは県道からおおむね250メートル以内の区域で別図に示す区域内にあるものであること。</p> <p>2 建築物については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（イ）項第1号及び第2号に掲げるものであること。</p> <p>イ 地盤面からの高さが10メートルを超えないものであること。</p>

開発審査会提案基準取扱い要領 第 1 3号関係
<p>(1) 基準第1項アについては、土地の登記簿謄本又は土地の登録事項証明書（課税状況）でそのことが確認できるものであること。</p> <p>(2) 建築物には、鹿児島市宅地開発に関する条例（平成19年条例第23号）第17条に該当する場合を除き、雨水流出抑制施設を設置するとともに、雑排水については、合併処理浄化槽を設置すること。</p>

【 改 正 】

開発審査会提案基準 第 1 3 号 (既存宅地)
<p>鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成16年条例第103号）第2条第7号（区域）又は第3条第2項第1号（敷地面積）の規定を満たさない土地における建築に係る「法第34条第14号」又は「令第36条第1項第3号ホ」の運用については、次に掲げる要件を満たすと認められる場合に審査会への提案を省略し、許可の後、初めて開催される審査会に報告するものとする。</p> <p>1 土地については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 区域区分日前において、当該土地が宅地であったことを確認できること。</p> <p>イ 市街化区域と市街化調整区域との境界線からおおむね1キロメートル以内の区域及び国道若しくは県道からおおむね250メートル以内の区域で別図に示す区域内にあるものであること。</p> <p><b>ウ 原則として、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。</b></p> <p>2 建築物については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（イ）項第1号及び第2号に掲げるものであること。</p> <p>イ 地盤面からの高さが10メートルを超えないものであること。</p>

開発審査会提案基準取扱い要領 第 1 3号関係
<p>(1) 基準第1項アについては、土地の登記簿謄本又は土地の登録事項証明書（課税状況）でそのことが確認できるものであること。</p> <p>(2) 建築物には、鹿児島市宅地開発に関する条例（平成19年条例第23号）第17条に該当する場合を除き、雨水流出抑制施設を設置するとともに、雑排水については、合併処理浄化槽を設置すること。</p>